

比較文化論 : 大項目別報告 : 政治・法・戦争 3500

| | |
|-----|---|
| 著者 | 宮本 勝 |
| 雑誌名 | 国立民族学博物館研究報告別冊 |
| 巻 | 011 |
| ページ | 136-139 |
| 発行年 | 1990-03-10 |
| URL | http://doi.org/10.15021/00003668 |

政治・法・戦争 3500

宮 本 勝*

1. 政治組織・戦争に関する小項目の分布 2. 法典と神判

政治・法・戦争の大項目では、宮廷（3501）、身分階層（3502）、世襲的統率者（3503）、盟神探湯（3504）、鉄火神判（3505）、潜水神判（3506）、法典（3507）、血讐（3508）、奴隷制（3509）の9小項目を検討することが要請されている。これらの小項目のなかで、通文化的比較研究にとって興味深い分布を示し、過去においても論議がなされているものは、盟神探湯、鉄火神判、潜水神判を含む神判（*ordeal*）の問題である。したがって、ここでは法制度をめぐる小項目に焦点を当てて検討をこころみることになるが、その前に政治組織と戦争に関連する小項目の分布状況を簡略に検討しておきたい。

1. 政治組織・戦争に関する小項目の分布

政治組織の指標として第1に取りあげられている小項目は宮廷で、それは22民族にみられる。宮廷は、東南アジア大陸部からマレー半島—スマトラ—ジャワ—小スンダ列島と連なる地域（19件）、およびマダガスカル（2件）とイースター島（1件）に分布が限られている。東南アジアに関していえば、この地域は上座部仏教（4213：大陸部のみ）、あるいはヒンズーないしその伝統を受けたイスラム（4214）の王侯文化の影響が及んだところである。この地域は、本共同研究の中間報告で船曳 [1985: 94] が「求心的且つ閉鎖的な形を取る社会」と呼んだ諸社会の分布地域と重なるようである。事実、宮廷を有する22民族のうち、13民族（約59%）が集塊村（3403）を形成しているのに対して、散村（3405）を有するのは5民族（約23%）にすぎない。宮廷の分布は、法典、神判の分布と照らしあわせてみると興味深い点が指摘できるが、この問題

* 国立民族学博物館第2研究部

表1 政治・法・戦争の小項目の相関マトリックス

| | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
|------|----|-----|----|----|---|----|----|----|----|
| | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 3501 | 0 | 18* | 16 | 3 | 2 | 5 | 10 | 6 | 17 |
| 3502 | 18 | 0 | 69 | 15 | 7 | 11 | 15 | 31 | 51 |
| 3503 | 16 | 69 | 0 | 11 | 4 | 12 | 14 | 24 | 41 |
| 3504 | 3 | 15 | 11 | 0 | 7 | 7 | 2 | 14 | 19 |
| 3505 | 2 | 7 | 4 | 7 | 0 | 4 | 0 | 4 | 9 |
| 3506 | 5 | 11 | 12 | 7 | 4 | 0 | 1 | 6 | 14 |
| 3507 | 10 | 15 | 14 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 8 |
| 3508 | 6 | 31 | 24 | 14 | 4 | 6 | 3 | 0 | 31 |
| 3509 | 17 | 51 | 41 | 19 | 9 | 14 | 8 | 31 | 0 |

* 数字は相異なる文化項目が重複する民族例数をあらわす。

については後に述べる。

政治・法・戦争の各小項目どうしの相関マトリックスによれば(表1), 宮廷がかなり高い率で重複する文化要素は, 身分階層(18件=約82%), 世襲的統率者(16件=約73%), 奴隷制(17件=約77%)の3小項目である。

身分階層は97民族にみられる。ニューギニアとオーストラリア(データ無し)を除けば, マダガスカル, 東南アジア, オセアニアの全域に広く分布する。身分階層が「無」と明記されている民族(35件)も広い分布を示す。大半が焼畑耕作(1312)を生業とするいわゆる未開農耕民で, 東南アジア大陸部の北部, 東マレーシアからフィリピン・台湾にいたるまでの地域, それにニューギニアに分布が集中している。身分階層を「無」とする民族は, マダガスカル, オーストラリア, ポリネシアにはみられない。

世襲的統率者(96件)も身分階層と同様にオーストラリア(データ無し)を除いた地域に広く分布するが, ボルネオ, フィリピン, スラウェシ等の東南アジア島嶼部中央地域ではその分布が希薄である。世襲的統率者がみられる96民族の親族組織に関しては, 父系(3306)が45件(約47%)と最も多く, 母系(3307)がそれに次いで26件(約27%)であり, 双系(3308)は22件(約23%)にすぎない。上記の東南アジア島嶼部中央地域は双系の性格が濃厚なところで, 船曳[1985: 94]が「拡散的且つ解放的な形を取る社会」と呼んだ諸社会が分布する地域と重なる。

奴隷制(73民族)も全域に分布がみられるが, 東南アジア大陸部における分布が濃厚で, ニューギニア以東は比較的希薄になる。

血讐（60件）も全体的にみて広く分布するが、マダガスカル、東南アジア大陸部南部からマレー半島およびジャワ島にはその分布がみられない。表1の相関マトリックスによれば、血讐が比較的高い率で重なる文化要素は身分階層（31件＝約52％）、世襲の統率者（24件＝約40％）、奴隸制（31件＝約52％）で、宮廷（6件＝10％）および法典（3件＝5％）と重なる率はきわめて低い。

2. 法典と神判

前述したように、宮廷は東南アジア大陸部より大スンダ列島および小スンダ列島に連なる地域とマダガスカルに分布する。法典は、マダガスカルには存在しないが、東南アジア大陸部より小スンダ列島・モルッカにいたる地域に分布し、大まかにみて宮廷の分布地域と重なる。フィリピンの Tausug, Tagalog も法典が「有」となっているが、前者は13世紀ないし14世紀以降イスラム化された民族で、後者の場合は、法典がかつて存在していたという論議がなされたこともあるが、その確証は得られていない。

宮廷・法典と重複する率が明らかに低い文化要素は、血讐のほかに、盟神探湯、鉄火神判、潜水神判の3小項目である（表1参照）。盟神探湯とは紛争当事者（原告と被告）ないしは容疑者に熱湯または熱油の中の鶏卵や豚脂を手づかみで取り出させ、手に火傷をすれば有罪であるとみなす紛争処理の一方式である。28民族がこの文化要素を有し、マダガスカル、アッサム・ビルマ、小スンダ・モルッカ、ボルネオ、フィリピン、そして西北ニューギニアからメラネシアの一部にその分布がみられる。鉄火神判とは、熱した山刀や小刀を紛争当事者ないし容疑者の手の平に当てて、手の火傷の状態から有罪か無罪かを見分ける方式である。数はすくないが（18民族）、マダガスカル、アッサム・ビルマ、小スンダ列島に分布する。潜水神判は、紛争当事者が水中に頭を沈め、水中で我慢できた時間によって有罪か無罪かを判断する方式である。17民族にみられ、マダガスカル、アッサム・ビルマ、中国南部、ニアス島、ボルネオ、小スンダ列島・モルッカに分布する。

これら3形式の神判は、ミクロネシア、オーストラリア、ポリネシアにはみられず、マダガスカル、アッサム・ビルマおよび小スンダ列島において宮廷・法典の分布と部分的に重なる。これらの地域を除けば、神判は宮廷・法典と分布を異にする、といえる。具体的には、盟神探湯と宮廷の両者を有する民族は3件、鉄火神判と宮廷を有する民族は2件、そして潜水神判と宮廷を有する民族は5件のみである。神判と法典が

重なる件数はさらにすくなく、盟神探湯と法典をともに有する民族は2件、鉄火神判と法典を有する民族は皆無、そして潜水神判と法典を有する民族は1件のみである。ロバーツ (Roberts, J.) は、全世界的レベルで40の社会を取りあげて神判と生業、親族組織、政治組織等との相関関係を検討し、神判は社会的統合度の高いところでみられる傾向にある、という結論をだしている [Roberts 1965]。マダガスカル、アッサム・ビルマ、小スンダのように宮廷を有する地域ではそれがいえそうだが、それ以外の地域——ボルネオ、フィリピンなどの、いわゆる拡散的・開放的社会が分布する地域——にも神判が分布している事実はロバーツの見解を支持しない。

大林 [1985] は、マダガスカル、マレー半島、フィリピン、台湾を除くインドネシア文化領域における7形式の神判（探湯神判・鉄火神判・鎔鉛＝鎔樹神判を含む火神判、潜水神判・濁水神判を含む水神判、毒神判、決闘神判、競争神判、鶏神判、米噛み神判）の分布を検討した結果、二つの仮説を提示している。その一つは、インドネシア文化領域における神判が「基本的には、本来は高文化的な王侯文化ことにヒンズー的の王侯文化に属していたのではないか」 [大林 1985c: 286] という仮説である。大林はさらに、インドの神判にはみられない特色、すなわち「競争原理の卓越」を指摘し、「インドネシアにおいて、インド高文化の影響によりさまざまな形式の神判が導入される前に、競争の原理にもとづく神判がすでに存在した」のではないか [大林 1985: 287] という仮説をだしている。

筆者の興味をひいたのは後者の仮説である。筆者が最近調査をこころみた東マレーシア・サバ州北部の Rungus (Dusun 系) では、かつて *mutugi* と称する盟神探湯によって紛争当事者が正否を競い合った事実が認められる [MIYAMOTO 1989: 12]。また、フィリピン・ミンドロ島の Hanunoo においても *tigi-an* と呼ばれる盟神探湯のほかに、*uloban* と称する米噛み神判（口の中で噛ませた米粒を平板に吐かせ、吐いたものがより直線的に流れたほうが無罪で、他は有罪であるとみなす方式）を通じて紛争当事者が正否を競い合う [宮本 1986: 234-240]。これらの神判は、明らかに競争原理にもとづくものであり、大林説を支持するといえる。

この共同研究会では、残念ながら、盟神探湯、鉄火神判、潜水神判の3形式しか取りあげなかったのが、用意されたデータにもとづいて大林説を検討することは不可能である。決闘神判や、紛争当事者による槍の投げ合いや歌合戦などの競争神判をも法制度の指標として取りあげるべきであった。すくなくとも、盟神探湯、鉄火神判、潜水神判が実施されるのは、容疑者のみに対してか（つまり、競争原理の欠如）、それとも紛争当事者双方に対してか（競争原理の卓越）の区別を明確にすべきであった。